

産業廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。
なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
(1)収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し
(2)許可車両番号
(3)必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報提供)

第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。
2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、再委託承諾書は5年間保存する。

(委託業務の管理)

第4条 甲、乙及び丙は、産業廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙はそれぞれのマニフェストを5年間保存する。
3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。
2. 丙は、中間処理後の最終処分先の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に報告し、変更契約を締結する。

(業務の調査)

第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立ち入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第10条 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2. 前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
3. 第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲、乙及び丙、又は乙及び丙の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者、若しくは、乙及び丙が第3条担書の規定に従い業務を再委託した者(以下「再委託先」という。)が個人であると団体であるとを問わず、暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合は甲又は甲の関係者に対して、乙及び丙又は乙及び丙の再委託先が反社会的勢力である旨を伝えた場合には、催告することなく本契約を解除することができる。
2. 乙及び丙は、乙及び丙又は乙及び丙の再委託先が反社会勢力による不当要求又は業務妨害を受けた場合には、断固としてこれを拒否し又は再委託先をして断固としてこれを拒否させ、速やかに甲にこれを報告し、甲の捜査機関への通報及び甲が請け負った工事の注文主への報告等に必要な協力を行う。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。
<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可内容			
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数
協議事項					
印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。					
1号文書(収集運搬用)		2号文書(処分用)			
1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円	1万円未満	非課税
10万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円	100万円以下	200円
50万円以下	400円	1億円以下	60,000円	200万円以下	400円
100万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円	300万円以下	1,000円
500万円以下	2,000円			500万円以下	2,000円

発行:日本建設業団体連合会、日本土木工業協会、建築業協会、全国建設業協会、日本建設業経営協会、全国中小建設業協会、日本鉄道建設業協会、東京建設業協会、関東建設廃棄物協同組合
販売:建設資料普及センター
販売:建設資料普及センター

収入
印紙

※印紙税額は裏面参照

産業廃棄物処理委託契約書

令和 年 月 日

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する。

契約区分(収集運搬用・**処分用** 収集運搬及び処分用)

事業者
(甲)

収集運搬会社
(乙)

処分会社
(丙)

住所
名称
代表者
住所
名称
代表者
住所
名称
代表者

許可番号(発生場所)
許可品目
許可車両()台

許可番号(処分場所)
許可品目
許可区分
許可品目

北海道江別市角山425番地5
北日本総業株式会社
代表取締役 湯藤 学

第00120001871号 (都道府県・政令市 北海道)

中間処理 最終処分
(産業廃棄物) **がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類**
(特別管理産業廃棄物) 腐石綿等、その他(**木くず、紙くず、繊維くず** 汚泥、その他(別紙許可証の通り))

印 印 印
(以下甲という)
印
(以下乙という)
印
(以下丙という)

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり産業廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2. 乙は、産業廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
1)甲は、産業廃棄物マニフェストにより、丙の受領済印を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。
2)甲は、産業廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 札幌市内及び近郊の工事に伴う廃棄物処理
 2. 排出場所 札幌市及び近郊
 3. 委託期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

ただし委託期間満了の1ヶ月前までに甲、乙の一方から相手に対する書面による申し入れがない限り期間満了の翌日から1年間を同条件にて更新されたものとし、その後も同様とする[自動更新]

4. 積替・保管の有無 (有 無 (積替・保管の場所) _____
 1) 安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否(許・否)
 2) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において、手選別を行うことの拒否(許・否)
 積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類 _____
 積替えのための保管上限 _____ m, m³ (どちらかを○で囲む)
5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(m ³)	円/(t)	t, m ³	破碎・ ()	1,200 t/日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山178番27
アスファルト・ コンクリートがら	円/(m ³)	円/(t)	t, m ³	破碎・ ()	1,200 t/日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山178番27
その他がれき類 ()	円/(m ³)	円/(t)	t, m ³	破碎・ ()	1,200 t/日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山178番27
ガラスくず及び 陶磁器くず	円/(m ³)	円/(t)	t, m ³	破碎・埋立 (選別)	112 t/日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山178番27、225番3
廃プラスチック類	円/(m ³)	円/(t)	t, m ³	破碎・溶融 (選別)	112 t/日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山225番3
金属くず	円/(m ³)	円/(t)	t, m ³	破碎・ (選別)	112 t/日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山178番27
紙くず	円/(m ³)	円/(t)	t, m ³	破碎・焼却 (選別)	112 t/日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山225番3
木くず	円/(m ³)	円/(t)	t, m ³	破碎・ ()	249.5 t/日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山177番5
木杭	円/(m ³)	円/(t)	t, m ³	破碎・焼却 (選別)	112 t/日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山225番3
廃石膏ボード	円/(m ³)	円/(t)	t, m ³	破碎・焼却 (選別)	112 t/日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山225番3
建設汚泥	円/(t, m ³)	円/(t, m ³)	t, m ³	()	t, m ³ /日	
混合廃棄物	安定型 品目のみ	円/(m ³)	t, m ³	破碎・焼却 (選別)	112 t/日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山178番27
	管理型 品目含む	円/(m ³)	t, m ³	破碎・焼却 (選別)	112 t/日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山178番27
その他	抜木	円/(m ³)	t, m ³	破碎・選別 ()	249.53・112 t, m ³ /日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山178番27、177番5
	抜根・枝木	円/(m ³)	t, m ³	破碎・選別 ()	249.53・112 t, m ³ /日	北日本総業株式会社山形リサイクルセンター 江別市角山178番27、177番5
特産産廃	廃石綿等	円/(t, m ³)	t, m ³	()	t, m ³ /日	
		円/(t, m ³)	t, m ³	()	t, m ³ /日	
合計予定数量	t		必要な情報(性状及び荷姿等)			
合計予定金額	収集運搬(a) × (c) 円	処分(b) × (c) 円	固形状、バラ、袋詰め			
事前協議の可否	要・ <input checked="" type="radio"/> 否 <input type="radio"/>					

注釈：処理能力の記載について、同一の処分方法が複数である場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。

〔丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)〕

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力		
丙の施設		「委託業務の内容」記載のとおり				
再生品目	再生砕石	木材チップ	木材チップ	製紙原料	製紙原料	古紙
売却先等	一般先	日本製紙(株)	(株)北海道熱供給公社	(有)八起	三基開発(株)	(株)マテック
再生品目	金属原料	金属原料	金属原料			
売却先等	(株)鈴木商会	(有)鈴木商店	(株)マテック			

II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)
廃石膏ボード	第05160004748号	株式会社公清企業	札幌市東区中沼町45番地57	破碎	45t/日	再資源化
廃石膏ボード	第00120169608号	(株)トクヤマ・チヨダジブサム	北海道室蘭市崎守町389番地12	破碎	83.8t/日	再資源化
廃プラスチック類	第05120004495号	北清企業株式会社北清リサイクルセンター	札幌市北区篠路町北6番地591・625・1745	RPFの製造	16.6t/日	RPF固形化燃料
廃プラスチック類	第00140005112号	角山開発(株)	江別市角山425番2	RPFの製造	45t/日	RPF固形化燃料
廃プラスチック類	第00120021201号	(株)三光産業	苫小牧市字勇弘145-256	破碎	160t/日	タイヤチップ
廃プラスチック類	第00120154599号	(株)サニックス環境	苫小牧市字勇弘265番地4	破碎	190t/日	発電用燃料

III. 丙からの最終処分(委託)先 安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)
ガラス陶磁器くず、管理型混合	第00140005112号	角山開発(株)赤平処分場	赤平市共和町556-138 外	管・安	126,744 m ³	
廃石膏ボード	第00120177482号	北清えさし(株)	檜山郡江差町字砂川1419番地	管・安	168,868 m ³	
廃石膏ボード	第00140004839号	空知興産(株)	雨竜郡雨竜町字恵岱別207-300	管	137,200 m ³	
廃石膏ボード	第00140068713号	(株)協和環境サービス	江別市江別太463番・465番1・2052番	管・安	217,241 m ³	
廃プラスチック類	第00140033807号	(株)親電工	石狩郡当別町字高岡2065外	安	187,000 m ³	
ガラス陶磁器くず	第00140000736号	北清ふらの(株)	富良野市字山部2580.2581外	安	197,514 m ³	
管理型混合	第00130170678号	(有)そらまめカンパニー	岩見沢市宝水町207番地1	管・安	364,693 m ³	

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

中間最終の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
中・終	管理型品目	第00140005112号	角山開発(株)	江別市角山69番9、10	焼却選別	42.67 t/日 560 m ³ /日	管理型品目
中	管理型品目	第00140005112号	角山開発(株)赤平処分場	赤平市共和町556-138 外	安定型、管理型埋立	126,744 m ³	
中・終	管理型品目	第00120005338号	空知環境総合株式会社	岩見沢市宝水町207番地1	焼却	43.2 t/日	管理型品目
中	管理型品目	第00130170678号	(有)そらまめカンパニー	岩見沢市宝水町207番地1	安定型、管理型埋立	364,693m ³	
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							